

議案第19号

財産の交換について

次の財産を交換したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求める。

令和4年3月2日提出

七飯町長 中 宮 安 一

物品交換契約

1 交換に供する財産の名称、数量及び価格

- (1) 財産の名称    トラクター（MF399-4SC）
- (2) 数            量        1台
- (3) 価            格        220,000円（内消費税20,000円）

2 交換により取得する財産の名称、数量及び価格

- (1) 財産の名称    トラクター（MF6713C）
- (2) 数            量        1台
- (3) 価            格        7,700,000円（内消費税700,000円）

3 交換による差額

7,480,000円（内消費税680,000円）

4 契約の方法

指名競争入札（物品交換契約）

5 契約の相手方

北海道二海郡八雲町立岩54-1

エム・エス・ケー農業機械株式会社 八雲営業所

八雲営業所長 青 木 敏 之